

認証官任命(二名)

内閣人第三三六号

案起

平成一八年一二月一四日

決定
裁可

平成
年月日

平成
年月日

平成
年月日

平成
年月日

施行
平成
年月日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

六

内閣官房副長官

七

内閣總務官

八

原

閣

菅
国務大臣
長勢
国務大臣
麻生
国務大臣
尾身
国務大臣
伊吹
国務大臣

柳澤
国務大臣

松岡
国務大臣

甘利
国務大臣

久間
国務大臣

佐田
国務大臣

溝手
国務大臣

大田
国務大臣

山本
国務大臣

若林
国務大臣
高市
国務大臣
大泉
国務大臣

冬柴
国務大臣
塩崎
国務大臣

佐野
国務大臣

久間
国務大臣

佐藤
国務大臣

溝手
国務大臣

大田
国務大臣

山本
国務大臣

検事長に任命する

検事
大泉
隆史

(十二月十八日付)

内閣

内閣印

法務省人検第3069号

平成18年12月12日

内閣総理大臣殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したいので、閣議の上、発令方願います。

なお、本件は、平成18年12月16日限りで定年退官予定の東京高等検察庁検事長上田廣一の後任に同月18日付けで広島高等検察庁検事長樋渡利秋を、その後任に仙台高等検察庁検事長鈴木芳夫を、その後任に公安調査庁長官大泉隆史をそれぞれ充てようとするものであります。

記

公安調査庁長官 検事 大泉 隆史

検事長に任命する

(平成18年12月18日付け)

法務省

1 丁		法務省		出生年月日		昭和二一年一〇月二〇日	
五六	五三	年	月	日	事	項	名
一	三	四	九	三	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	おお いづみ たか し
九	二四	一九	一七	二三	東京大学法学部中退		大 泉 隆 史
					司法修習生を命ずる		
					司法修習生の修習終了		
					検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する		
					山口地方検察庁検事に配置換する		
					山口地方検察庁岩国支部勤務を命ずる		
					東京地方検察庁検事に配置換する		
					人事院事務官に併任する		
					併任の期間は昭和五一年四月三〇日までとする		
					長野地方検察庁検事に配置換する		
					東京地方検察庁検事に配置換する		
					法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する		
					法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する		
			法	人			
			務	事			
			省	院			

大 泉 隆 史

年 月 日

項

序 名

省

昭和五六

三

二五

法務大臣官房人事課付に充てる

法務省

務

"

一

三〇

法務事務官（法務省刑事局付）に併任する

務

五九

一

五七

法務大臣秘書官事務取扱に併任する

五九

一

五七

法務大臣官房人事課付に併任することを解く

五九

一

一一

法務大臣秘書官事務取扱の併任を解除する

六二

三

二七

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する

六二

一

一一

法務省刑事局付に充てることを解く

平成 元

九

四

法務大臣官房人事課付に充てる

平成 元

九

四

かねて法務大臣官房司法法制調査部司法法制課外国法事務弁護士資格審査室

平成 元

九

四

法務大臣官房参事官に充てる

平成 元

九

四

法務大臣官房司法法制調査部司法法制課外国法事務弁護士資格審査室

2 丁

一

一

法務大臣官房参事官に充てる

長に充てることを解く

法務大臣官房参事官に充てる

ことを解く

東京高等検察庁検事に配置換する

4 丁

法務省

年 月 日

事

項

大 泉 隆 史

倫理監督官を命ずる
最高検察庁公安部長を免ずる

法務省

序

名